

F P G取引一般規約改定のお知らせ

当社では、海外不動産投資事業案件の取り扱い開始に伴い、以下の通りF P G取引一般規約を改定いたしますので、お知らせいたします。

■改定日

2022年6月15日

■新旧対照表（変更箇所には下線を付しています）

改定後	現行
<p>第2条（本規約の適用範囲）</p> <p>本規約は、当社が取り扱う各種商品及びサービスのうち、<u>日本型オペレーティング・リース事業投資案件及び海外不動産投資事業案件</u>に対する投資に係る取引（以下「本件取引」といいます。）に限り適用されるものとします。</p>	<p>第2条（本規約の適用範囲）</p> <p>本規約は、当社が取り扱う各種商品及びサービスのうち、日本型オペレーティング・リース事業投資案件に対する投資に係る取引（以下「本件取引」といいます。）に限り適用されるものとします。</p>
<p>第6条（<u>信託案件等</u>における子会社に対する届出）</p> <p>お客様は、本件取引のうち、信託方式により組成される日本型オペレーティング・リース事業投資案件<u>又は海外不動産投資事業案件</u>に対する投資を行う場合において、当社が求めたときは、<u>当該案件</u>に關与する当社子会社に対して、第4条の規定により当社に届け出た届出印を当該子会社との間においても使用する旨を届け出るものとします。</p>	<p>第6条（信託案件における子会社に対する届出）</p> <p>お客様は、本件取引のうち、信託方式により組成される日本型オペレーティング・リース事業投資案件（以下「<u>信託案件</u>」といいます。）に対する投資を行う場合において、当社が求めたときは、<u>当該信託案件</u>に關与する当社子会社に対して、第4条の規定により当社に届け出た届出印を当該子会社との間においても使用する旨を届け出るものとします。</p>

改定後のF P G取引一般規約の全文は以下のリンクからご確認いただけます。

[F P G取引一般規約](#)